

令和5年9月20日

伊奈町議会議長 佐藤 弘 一 様

提出者 伊奈町議会議員

大野興一

賛成者 伊奈町議会議員

藤原義春

賛成者 伊奈町議会議員

吉本久昂

賛成者 伊奈町議会議員

栗原恵子

賛成者 伊奈町議会議員

上野 尚徳

賛成者 伊奈町議会議員

戸張光枝

賛成者 伊奈町議会議員

富井篤弥

刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

身に覚えのない罪で有罪判決を受け、時には極刑を言い渡されることもある冤罪は決してあってはなりません。再審制度は、無実の人が救済される最後の砦です。

再審請求に際しては、無実を主張する請求人とその弁護人に対して、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。通常の刑事事件の裁判では、公判前整理手続を通じて、一定の要件の下で証拠開示が制度化されましたが、再審における証拠開示について定めた明文の規定は存在しません。

そのため、証拠のほとんどは捜査権を持つ警察・検察の手にあり、その開示を受けることは困難を極め、事実上不可能ともいえます。

また、現行の刑事訴訟法では、再審手続きに関する規定は19条しかなく不十分で、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって異なり、手続き上の公平性が失われている現状にあります。

したがって、再審請求に関わる適正な権利の行使並びに再審決定後における手続きの明確化とその法整備が早急に必要です。

冤罪を見逃さず、冤罪被害者にあっては早期の救済と復権を実現するため、下記の通り、再審法の改正を行うことを強く求めます。

記

- 1, 再審請求並びに再審決定後の手続きに関して明確にし、必要な法整備をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月20日

埼玉県伊奈町議会

〈提出先〉
法務大臣